

不利益処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	社会医療法人の認可取消及び業務停止命令
概 要	<p>大阪市保健所長は、社会医療法人が要件を欠くに至ったとき、定款又は寄付行為で定められた業務以外の業務を行ったとき、収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てないとき、収益業務の継続が社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障があると認めるとき、不正の手段により認定を受けたとき、医療法又医療法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。</p> <p>なお、大阪市保健所長は、認定を取り消すに当たっては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聴かなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	第 6 4 条の 2
処分基準	「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)による。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	